

# 練馬区立貫井中学校「学校いじめ防止基本方針」

## ＜令和8年度版＞

### 1 本校の基本姿勢

本校では、いじめを単なる「トラブル」としてではなく、重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても決して許されないものと認識する。同時に、「いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得る」という認識の下、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、未然防止と早期発見に全力を注ぐ。

- (1) いじめは人権侵害、犯罪行為であり、絶対に許されないという指導の徹底を図る。
- (2) いじめと感じた生徒の立場に立ち、寄り添い、守り通す。
- (3) いじめる生徒の心の背景を分析し、心に迫る指導を行う。
- (4) いじめと感じた生徒の状況を分析し、対応策、最善策を必要に応じて指導する。
- (5) 保護者への連絡、報告を通じて、より良い方向性を模索し、信頼関係を築く。

### 2 いじめ防止の具体的対応策

#### (1) 教職員による取組

##### ① 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

常設委員会として組織対応の中核的役割を担う。いじめに関するアンケート実施と分析、関係者による定例委員会の開催、いじめに関する研修会の実施、職員朝会や職員会議で報告を行うなど全教職員への情報共有を図る。

##### ② 個人の資質向上

いじめ対策のマニュアルや指導資料を活用して実践力を高めたり、各種研修会に参加したりするなどして指導力向上を図り、いじめの早期発見、早期対応に努める。

##### ③ スクールカウンセラー、心のふれあい相談員との連携

連絡や報告の機会を逃さず、適時性をもって対応し、必要に応じて関係者と協議する。

#### (2) 生徒による取組

##### ① 年度当初の第1回生徒総会において議案として取り上げる「いじめ撲滅宣言」を討議、採択する。

##### ② 学校行事、学年行事、生徒会行事を通じて主体的に取り組むことができる場を提供し、協調、協力、助け合いの精神を育む。

##### ③ 「いじめ撲滅宣言」に加え、生徒自身がネット上のトラブルを自浄できる「デジタル・シティズンシップ」教育を推進する

#### (3) 保護者、地域との連携

##### ① いじめの実態や学校の方針に関する情報発信、情報共有を図り、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制づくり、情報モラルに関する啓発を図る。

##### ② PTAと連携して地域情報や生徒情報の把握に努める。町会行事や練馬区青少年育成第三地区委員会の諸行事に生徒が関わり、地域社会での人間関係構築能力育成を図る。

##### ③ 地域関係諸機関との連携により、生徒情報等の提供をいただき、指導に役立てる。

### 3 いじめ防止に向けての取組

#### (1) 生徒の動きを注視

- ・休み時間 ・授業中 ・給食中 ・トイレ内 ・清掃中 ・委員会活動中
- ・諸行事中 ・部活動中 ・登下校途中 ・情報端末機器の利用状況

#### (2) 保護者からの情報

- ・保護者会 ・授業参観 ・家庭訪問 ・教育相談 ・面談

#### (3) 地域からの情報

- ・地域行事 ・登下校途中

### 4 いじめ発生時の対処

#### (1) いじめの状況について、関係した生徒に対する適切な聞き取りを行う。複数でかつ組織的に対応する。

#### (2) 「いじめ防止対策委員会」で協議し、教職員全体で情報共有と役割分担を確認して対応にあたる。

#### (3) 加害生徒の事実確認と適切な指導、被害生徒への事実確認と心のケアを組織的に行う。

#### (4) 事実確認後、加害生徒、被害生徒の双方保護者に事実報告を行う。

→ いじめの有無に関わらず必ず報告をする。

#### (5) 保護者立ち会いや本人同士等の謝罪など、状況に応じて、学校において関係者による報告、謝罪の会合をもつ。ただし、被害生徒および保護者の意向を最優先とし、拙速な謝罪による幕引きを図らない。再発防止に向けた具体的な合意形成を行う。

→ 学校としていじめの事実を認定した場合はその旨も告げる。

#### (6) 全教職員で経過確認を行い、必要に応じて全校および学年集会等を開き、再発防止を図る。

#### (7) 継続的な見守り(解消の判断) いじめの解消判断は、少なくとも3か月間、被害生徒が心身の苦痛を感じておらず、新たな加害行為がないことを組織的に確認した上で行う。

### 5 重大事案に対する対処

※重大事案…生命、心身、財産等、重大な被害や解決のために相当な時間や機関を利用する場合

#### (1) 校長よりその旨を練馬区教育委員会や関係諸機関に連絡し、組織的連携を図る。

#### (2) 当該事案に対する組織「いじめ防止対策委員会」を拡大して対応する。

### 6 生徒の健やかな成長のために

本校では、生徒同士の関わりの中で生じる葛藤や、誰もが直面し得る「心身の苦痛」を、決して見逃さず組織的に対応する。

#### (1) もし他者を傷つけてしまうことがあっても、その背景を深く分析し、誠実に自分を見つめ直して、人として立派に成長することを諦めさせない指導を行う。

#### (2) 苦痛を感じている生徒の立場に徹底して寄り添い、卒業するその日まで安心して過ごせるよう守り通す体制を作る。

#### (3) 全ての生徒が、明るく朗らかに、誠実な心遣いをもって互いを認め合えるよう、教職員が一丸となって最後まで伴走し続ける。